

第5章 計画の実現に向けて

1. 生涯学習推進計画の進行管理

市では計画の実現に向けて、生涯学習推進委員会や社会教育審議会での意見や提言を踏まえて計画の進行管理を行うとともに、毎年度実施計画を策定し施策の実現や進捗状況の確認を行います。

2. 連携、協働による生涯学習の推進

(1) 関係部局との役割分担と連携

生涯学習推進計画の推進においては、教育委員会事務局各課、各施設の適切な役割分担を図り、関係部局との連携により全庁的に施策、事業の推進を図ります。

(2) 市民、NPO、民間との連携、協働の推進

生涯学習推進計画を着実に推進するため、市民をはじめ、NPO、民間教育事業者などと積極的な連携、協働を図ります。

また、市民の高度化、多様化する学習ニーズに応えるため、学習プログラムの開発や講座の提供について、大学など高等教育機関との連携、協働に努めます。

(3) 国、県との連携による情報提供

国、県やその関係機関が実施する生涯学習関連事業とも連携しながら、市民への生涯学習にかかわる情報提供に努めます。

